令和７年３月４日

小平市立小平第十三小学校いじめ防止基本方針

１ いじめ問題に対する基本方針

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」「どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、小平市教育委員会（以下「教育委員会」という。）や保護者、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応及び重大事態への対処を徹底し、解決に向けて取り組む。そのため、学校いじめ防止基本方針の内容をホームページ等で発信し、児童、保護者、地域に説明する。

また、いじめ防止の取組の実効性を点検し、必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを図る。

２ 主な取組

（１）道徳教育等の充実

①道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、自己を　　　　他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。いじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、「ふれあい月間」に合わせ、「いじめ防止に関する授業」を年３回実施する。

②日々の学習活動全体のなかで、児童が話し合い学び合う場面を取り入れ、その活動を通して互いのよさを認め合えるようにする。

③読書活動・体験活動などの推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

④児童会活動や異学年交流活動等、児童の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。

⑤保護者や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育み、

自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。

（２）未然防止や早期発見のための措置

①「学校いじめ対策委員会」を設置して、児童の情報を共有し、組織的に対応する。児童の進級や転学、進学に当たって、適切に引き継ぎや情報提供を行う。

＜学校いじめ対策委員会の構成＞

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、各担任、スクールカウンセラー

②「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年３回実施するとともに、

実施後には、担任や生活指導主任、スクールカウンセラーが気になる児童へ面談を行う。

③日頃からいじめが許されないことを啓発する学校環境づくり、いじめ防止授業の実施等、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ、いじめを起こさせないようにする指導を意図的・計画的に行う。その際、いじめ防止対策推進法への理解を深め、いじめを受けた際の対応方法も指導する。

④不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ、相談窓口の周知について、校長講話や学級指導において、繰り返し指導する。

⑤スクールカウンセラーによる第５学年児童の全員面接の実施、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。

⑥いじめをはじめとした様々な課題を把握するため、年１回、生活意識調査を実施する。意識調査の結果を受け、担任が配慮を要する児童と面談を行う。

⑦児童がいじめの相談を行いやすいように相談室前に「相談箱」を設置する。

⑧いじめをはじめとする生活指導上の諸問題等に関する「生活指導連絡会」を、毎週１回実施する。また、全ての教職員が、組織的対応を共通に実践できるようにするため、組織体制の見直し、定期的な学年会の実施等、コミュニケーションを図りやすい職場環境の中で、年３回の「いじめ防止研修会」を計画的に行う。

（３）インターネットや携帯電話、スマートフォンを利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進

①「ＳＮＳ十三小ルール」を設定し、児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭でのルール作り等、保護者の協力を依頼する。

②児童のSNS利用の把握に努め、問題のある書き込みなどに対しては迅速な対応を図る。ネット上の人権侵害情報に関する相談の窓口など、関係機関の取組についても周知する。

③学校公開やセーフティ教室の機会を活用し、情報モラルにかかわる授業を定期的に実施し、保護者や地域と一緒に考える機会とする。

３ いじめが発生した場合の対応

（１）発見・通報を受けた教職員は、「学校いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、いじめの事実確認を徹底して行う。その際、事実関係を記録し、保存しておく。事実確認の結果は、速やかに教育委員会に報告する。

（２）いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保するとともに、児童又はその保護者に対する支援を行う。

（３）いじめを行った児童に直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導及びその保護者に対する助言を行う。

（４）いじめの内容によっては、スクールカウンセラーや関係諸機関と連携して対応する。また、犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

４ 重大事態が発生した場合の対応

（１）いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、速やかに学校いじめ対策委員会を招集して重大事態と捉え、教育委員会に報告するとともに警察等と連携して対応する。

（２）いじめ重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始するとともに、重大事態として認知する。 また、当該児童と関係児童の双方を守る観点から、認知のハードルを上げて迅速な対応ができるよう、日頃からの教員研修を進めておく。

（３）重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会事務局に報告した上で、教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、解決に向けて徹底した対応を図る。

（４）調査を実施する場合、学校いじめ対策委員会を開き、以下の内容を組織的に実施する。

① 調査方針の決定及び保護者への説明等

② 事実関係の聴取、事実関係の整理及び記録

③ 再発防止に資する対応策の検討

④ 報告書の作成、取りまとめ

（５）いじめを受けた児童及びその保護者、いじめに関係した児童及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。また、調査結果について、教育委員会に報告する。

付則

平成２６年７月１８日作成

平成２８年７月１５日一部改訂

令和４年６月１日一部改訂

令和５年２月１３日一部改訂

令和７年３月４日一部改訂